



4/15 やはた東

2018 平成30年

編集 八幡東区役所総務企画課 ☎661・0039 FAX 681・0314

- 時間は24時間表記。
- 料金について記載のない催しは入場無料(参加無料)。
- はがき・往復はがき・電子申請の応募方法は11ページを参照。

甲=申し込み 問=問い合わせ
共通=共通の内容 廻=市の担当課
ネット=ネット窓口(電子申請)

皿倉山健康ウォーク

いずれも5月13日(日)、東田大通り公園(スペースワールド駅前)で出発式。受け付けは出発式の1時間前から。同公園にゴール。▶河内満喫コース(18km)=8時30分出発式 ▶下りケーブルカーコース(16km)=8時30分出発式 ▶上りケーブルカーコース(12km)=9時30分出発式 ▶歴史浪漫・文学碑コース(8.5km)=9時30分出発式 ▶ファミリーコース(3.5km)=10時30分出発式。**共通** 中学1年生以上500円(ファミリーコースは無料)。参加者に「あじさいの湯」入浴優待券などを進呈。対象は小学6年生以下は保護者同伴。同公園で雑貨市などもあり(16時まで)。**問** 八幡東区役所総務企画課 ☎681・0387へ。



八幡東区子どもまつり

スタンプラリー形式のゲームコーナー・バザー、地域の子ども達によるダンス演技、警察車両・消防はしご車体験もあり。4月29日(祝)10~14時、高炉台公園(中央三丁目)で。雨天時などは八幡東体育館(うわばきが必要)。**問** 八幡東区役所コミュニティ支援課 ☎671・3082へ。



響ホールワンコインコンサート

出演はソプラノ歌手・川越塔子さん。5月18日(金)11時45分~12時30分、響ホール(平野一丁目)で。対象は小学生以上。前売り(全席指定)500円 ©Yoshinobu Fukaya



円。当日も同額。前売り券は同ホールと北九州芸術劇場で発売中。託児(有料)は**問**を。**問** 響ホール音楽事業課 ☎663・6661へ。

「小さな親切」運動実行章を贈呈

3月2日(金)に開催された「小さな親切」運動八幡東区支部大会において、日頃から「小さな親切」を実践され、運動の輪を広げるとともに住みよいまちづくりに寄与されている人々に実行章が贈呈されました。(以下敬称略)

個人の部 池田勝美、財満信博、篠原貢、千住昇、松島善成、政所邦昭

団体の部 枝光北ボランティアグループ「草取り隊」、中尾二丁目老人会「温心会」「楽生会」。

問 八幡東区役所総務企画課 ☎661・0039へ。



ラージボール卓球教室

5月24日~7月26日の毎週木曜日(全10回)9時45分~12時、八幡東体育館(中央三丁目)で。定員90人。保険料など2000円。室内シューズが必要。ラケットの貸し出しあり。**問** 往復はがき(1人だけ)に基本事項を書いて4月27日までに八幡東区役所コミュニティ支援課(〒805-8510八幡東区中央一丁目1-1、☎671・3082)へ。



みつばちプリマ

約120店が出店。5月3日(祝)~5日(祝)の10~16時、グリーンパーク(大字竹並)で。雨天中止。アウトドアプレイランド(有料)もあり。入園料が必要。**問** みつばちプリマ実行委員会事務局 ☎772・3223へ。**問** グリーンパーク ☎741・5545。

■出店者を募集 6月3日(日)10~16時、グリーンパークで。定数120区画(1区画3m×2m)。料金1区画3000円。応募は2区画まで。**甲** 5月7日まで。詳細は同事務局へ。



「虹色八景VOL.6」を発行

八幡東区に関するタイムリーな特集やイベント情報などを掲載している八幡東区情報誌「虹色八景」の第6号が発行されました。

今回は、「世界を魅了する絶景~河内藤園物語」と題して、世界有数の絶景を一目見ようと世界中から来場者が絶えない「河内藤園」を特集しています。これまで、あまり知られることのなかった河内藤園の歴史や絶景を維持するための日々の努力などに迫っています。

「虹色八景VOL.6」は、市内の区役所・出張所などで無料配布しています。

また、八幡東区役所ではバックナンバーも設置しています。

問 八幡東区役所総務企画課 ☎661・0039へ。





健康だより

**健診で早期発見
気持ちのゆとり**

**申し込み・
問い合わせ先**

**八幡東区役所保健福祉課
☎671・6881**

種 類	対 象	料 金	定 員	実 施 日	時 間	会 場	申・問
食生活相談 (食事に関する個人相談)	64歳以下	無料	8人	5月10日(木)	10、11、13、14時(各2人)	八幡東区役所東別館	5月7日まで
子づれde健診(検診) (受診中にスタッフが預かります)	集団健診を受診する保護者と未就学児	無料	先着15組	5月17日(木)	14~15時	八幡東区役所東別館	4月18日から

4月は未成年者飲酒防止 強調月間です

未成年者の飲酒は法律で禁止されています。未成年者がお酒を飲むと、脳の機能の低下、肝臓等の臓器への障害、性ホルモンの異常などのリスクが高くなります。

お酒は二十歳になってから!

問 小倉税務署酒類指導官 ☎583・1331へ。

